

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金及び被保険者の保険料から成り立っている。

皆保険の基礎をなす国民健康保険は、制度設計された当時に比べ加入者は大きく変化している。特に、無職者や年金生活者などの低所得者の占める割合が増加した。

その結果、高齢社会の進行等に伴う医療費の増大と相まって国保会計は慢性的な赤字に陥り、加入者の保険料負担は家計の圧迫となっている。

また、組合健保加入者や共済健保加入者との比較において、同等の収入であってもその負担額は2倍から3倍も高く、自治体間の保険料の格差も財政力の違いによって3倍以上の開きが生じているのである。

このような事態に陥った大きな原因に国庫負担率の引き下げがある。政府は、昭和59年まで国庫負担割合としてきた45%を、38.5%に引き下げ、そのほか事務費負担の廃止や助産費補助も大幅に後退させてきた。その結果、国民健康保険の総収入に占める実質的な国庫負担は30%程度まで低下している。

このまま放置するならば国民健康保険は制度そのものが根底から崩壊しかねない状態である。

政府は、高額医療費共同事業、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業など国保財政基盤強化策の拡充強化をはかるとともに、従来のを超えた国庫負担割合を引き上げるよう、緊急に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。